令和３年５月１７日

保護者各位

藤井学園寒川高等学校

校 長 　乃 村　久 信

県外へ移動した場合の対応について（期間再延長のお知らせ）

新緑の候、保護者の皆様には日頃から本校の教育活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

　さて、５月８日（土）に香川県が警戒レベルを「緊急事態対策期」に引き上げたことを受け、本校での県外に移動せざるをえない生徒についての対応を、一部を変更した上で引き続き、５月３１日（月）まで暫定的に下記のように取り扱うことになりましたのでお知らせいたします。

なお、今後も状況の変化を見ながら柔軟に対応していく予定です。度重なる変更でご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

１．個人の都合で、香川県から出て他の都道府県へ移動した場合は、帰宅後７日間の自宅待機をお願いします。ただし、香川県内の移動であっても、他県から不特定多数の人間が集まると考えられる場所に行く場合（例：大学入試等）は、同じく帰宅後７日間の自宅待機をお願いします。この間の登校日については、出席停止扱いとします。自宅待機の間に発熱等風邪症状が見られない場合、８日目からは登校（帰寮）できます。＜継続＞

２．部活動については、令和３年５月１２日付香川県教育長からの通達「新型コロナウイルス対策における『緊急事態対策期』への移行を受けた学校の対応について」の第４項（下記）と同じ対応とします。＜変更＞

　４　部活動　（１）　実施について

　　①　自校のみの練習とすること。

　　　ア　校長が認めている県内の部活動指導員や外部指導者の参加は可。

　　　イ　校外での練習は可とするが、自校以外の児童生徒との交流がないようにすること。

　　　ウ　卒業生、クラブチーム、学生（小・中・高・大学生等）、一般との交流は不可。

　　②　大会への参加

　　　ア　全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加は可。

　　　イ　県内大会等への参加は可。

　　③　県内外での宿泊を伴う活動は不可。（ただし、上記②アは除く）。

３．県外へ出発した日から帰宅後１４日目までの行動記録をつけてください。＜継続＞

４．帰宅後、発熱等風邪症状が出た場合は、学校に連絡をするとともに、医療機関で受診し、その指示に従ってください。登校の時期については担任と相談をしてください。＜継続＞

以上